

第 5 7 号議案

加東市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

加東市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市下水道条例の一部を改正する条例

加東市下水道条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 6 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
（排水設備の工事の設計及び施行） 第 6 条 排水設備の新設等の工事の設計及び施行（規則で定める軽微なものを除く。）は、規則で定めるところにより市長の指定を受けた排水設備工事業者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、市 <u>において工事を実施するときは</u> 、	（排水設備の工事の設計及び施行） 第 6 条 排水設備の新設等の工事の設計及び施行（規則で定める軽微なものを除く。）は、規則で定めるところにより市長の指定を受けた排水設備工事業者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、市が <u>実施する工事又は災害その他</u>

この限りでない。	<u>非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工 事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を 受けた者が行う工事については、この限りでない。</u>
2 〔略〕	2 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 7 号議案 要旨

加東市下水道条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

災害等の非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者であっても、排水設備工事を行うことができるよう、所要の改正を行う。

2 改正内容

災害その他非常の場合において、市長が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者であっても、排水設備の新設等の工事を行うことができる旨の規定を加えること。（第 6 条 関係）

3 施行期日 公布の日